明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建設業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一〇六）　一
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一七一）　三
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通一三三〇）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省令

○国土交通省令第百六号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）及び建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十条の二第一項及び第二項、第二十六条第三項第一号ロ及びハ、第二十六条の五第一項第三号及び第四号、第二十九条の五第一項並びに第四十条の四第一項の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌